

新ひだか町立国民健康保険三石診療所(仮称)等

施設整備

基本構想・基本計画

令和6年4月 策定

新ひだか町

目次

はじめに	4
1 三石国保病院の目指す姿	4
2 無床の在宅支援診療所への転換	4
第1章 地域の状況	5
1 日高圏域及び新ひだか町の人口と年齢構成	5
2 日高圏域の医療供給状況	6
3 地域医療構想の動向	6
4 病床数の推移	7
第2章 新ひだか町立病院の現状	8
1 新ひだか町立病院の基本理念と基本方針	8
2 三石国保病院の概要	8
3 三石国保病院の歴史と現在	8
4 患者数の動向	9
(1) 外来患者数の状況	9
(2) 入院患者数の状況	9
(3) 地域別患者数の状況	9
5 職員数の現状	10
6 経営状況	10
(1) 新ひだか町立病院の医業収支	11
(2) 三石国保病院の医業収支	13
第3章 新ひだか町立病院の課題と今後について	15
1 患者数の減少及び高齢化	15
2 深刻な医療従事者不足	15
3 施設の老朽化	15
第4章 病院から無床診療所へ	16
1 三石診療所のあり方	16
2 三石診療所の役割	16
3 三石診療所の機能	16
(1) 外来診療	16
(2) 救急医療	16
(3) 薬局	16
(4) 訪問診療・往診	16
(5) 公衆衛生業務	16
4 在宅生活を支える医療・介護サービスの充実	17
(1) 地域包括ケアシステムの構築	17
(2) 在宅支援診療所の位置づけ	17
(3) 訪問看護ステーションの設置	17
(4) 医療・介護・福祉の分野との連携	17
第5章 無床診療所整備計画	18

1	整備方針	18
2	建設予定地.....	19
3	施設の構成と配置.....	19
4	部門別の諸室構成の計画.....	22
5	建設スケジュール.....	23
6	建設事業費.....	24
7	診療所の名称について	24
8	三石国保病院の後利用	24

はじめに

1 三石国保病院の目指す姿

新ひだか町立三石国民健康保険病院（以下、「三石国保病院」という。）は、三石地区唯一の医療機関であり、一次医療を中心に身近な「かかりつけ医」としての役割を担っています。

人口減少、少子高齢化の影響から、入院患者数の減少、医療従事者等の人員の確保も厳しい状況が今後も続きますが、外来機能を堅持し、より身近な「かかりつけ医」機能の充実を目指すとともに、在宅支援診療所として地域医療に特化した専門的なサービスを提供し、三石地区における地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

2 無床の在宅支援診療所への転換

三石国保病院は、外来機能を堅持しつつ、高齢者等の通院困難者への対応のため、在宅支援診療所への転換を図り、高齢化が進む地域の安心と安全を確保するため、在宅医療を提供していきます。

しかし、入院患者数の減少と人員不足の影響から、入院機能の継続は極めて困難なものとなるため、今後は、新ひだか町立静内病院（以下、「町立静内病院」という。）との連携を一層強化し、町立静内病院が後方支援病院を担うことで、入院治療の必要な患者様に、必要な医療を切れ目なく提供できる体制を整備し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができる在宅療養支援を行います。

第1章 地域の状況

1 日高圏域及び新ひだか町の人口と年齢構成

日高圏域における国勢調査人口は、平成27年調査では69,015人でしたが、令和2年調査で63,372人であり、この5年間で、5,643人(8.2%)減少しています。

年齢構成は、平成27年国勢調査で、15歳未満の年少人口が8,292人(12.0%)、15歳から64歳の生産年齢人口が38,970人(56.5%)でしたが、令和2年調査では、年少人口が6,984人(10.1%)、生産年齢人口が33,938人(49.2%)となっており、年少人口(△1,308人 △15.8%)・生産年齢人口(△5,032人 △12.9%)ともに減少しています。

これに対して、65歳以上の高齢人口は、平成27年国勢調査は21,697人(31.5%)でしたが、令和2年調査の22,342人(32.4%)と増加しており、少子高齢化が急速に進んでいることがわかります。

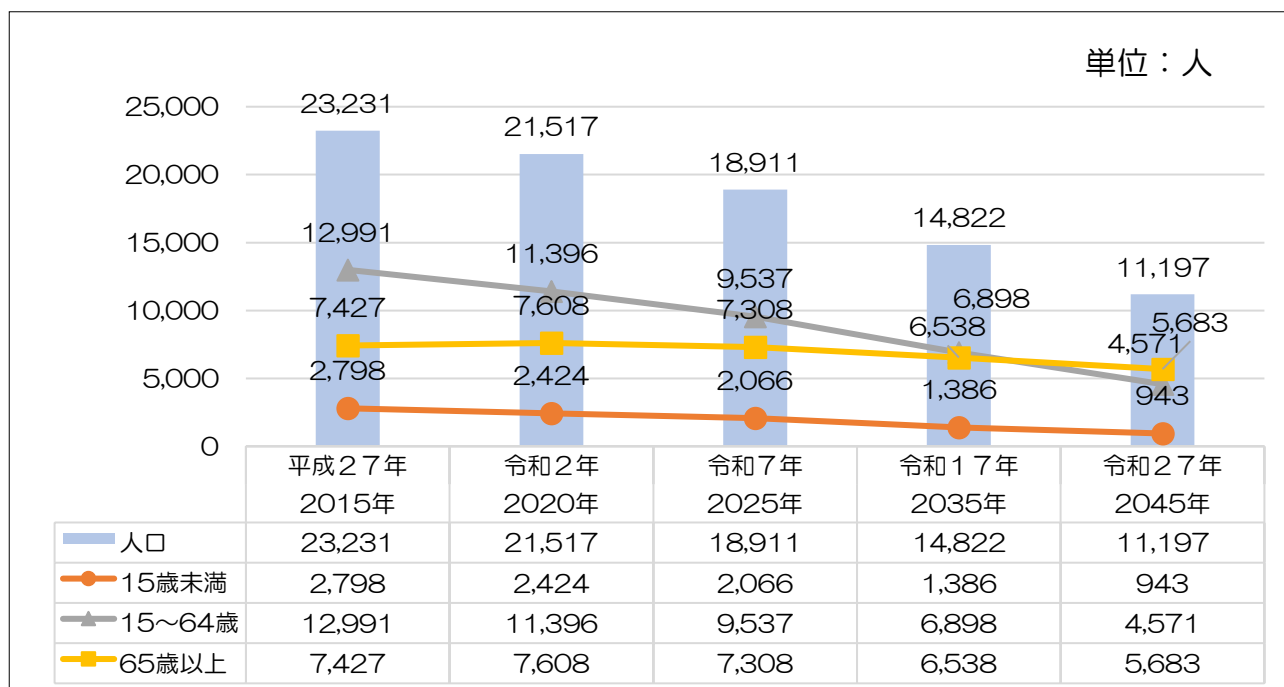
新ひだか町の人口についても、平成27年調査人口は23,231人でしたが、令和2年調査では21,517人であり、1,714人(7.4%)の減少となっており、年齢構成においても平成27年国勢調査で、15歳未満の年少人口が2,798人(12.1%)、15歳から64歳の生産年齢人口が12,991人(56.0%)でしたが、令和2年調査では、年少人口が2,424人(11.3%)、生産年齢人口が11,396人(53.0%)となっており、年少人口(△374人 △13.4%)・生産年齢人口(△1,595人 △12.3%)ともに減少しており、少子化・生産年齢人口の減少が進んでいます。

これに対して、65歳以上の高齢人口は、平成27年調査人口は7,427人(32.0%)でしたが、令和2年調査では7,608人(35.4%)と増加しており、高齢化も進んでいることがわかります。

なお、三石地区における人口の推移としては、平成27年調査人口では3,933人、令和2年調査は3,476人であり、いずれの年少人口・生産年齢人口・高齢人口ともに減少しています。

平成27年国勢調査を基に推計された『日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)によると、令和27年には、日高圏域における人口は、33,987人まで減少し、新ひだか町においても11,197人となると推計されています。また、高齢化率も日高圏域で49.3%、新ひだか町についても50.8%に達する見込みであり、人口減少、少子高齢化が確実に進むものと予測されています。

図1 新ひだか町の将来人口と年齢区分別構成比の推計



2 日高圏域の医療供給状況

日高圏域は 4,812 km²と全道の 5.5%を占める範囲を、各町に存在する一次医療機関と二次医療機関である浦河赤十字病院でカバーしています。また、心筋梗塞などの循環器疾患については、町立静内病院において圏域内の救急患者の受け入れを行っています。しかしながら、高度急性期医療及び急性期医療については、東胆振や札幌圏域の医療機関への依存が高く、慢性期医療については日高圏域での受診率が高い状況にあります。

令和4年4月現在で、病院が7施設、有床診療所が3施設、無床診療所が23施設ありますが、特に病院において医師・看護師をはじめとする医療従事者が不足しています。

また、当圏域における病床数は、次のとおりとなりますが、現在、北海道において、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け、医療機能ごとの医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を検討する地域医療構想が策定されており、それぞれの医療機関において病床の機能分化・連携が進むこととなります。

当町には、令和4年4月現在で、病院が4施設、無床診療所が9施設あり、現在の町内医療機関における病床数は、517床（急性期188床、療養111床、精神218床）が整備されています。

なお、三石地区は、医療機関が三石国保病院のみであり、病床数は42床（一般20床、療養22床）となっています。

【日高圏域における許可区分ごとの病床の状況（令和4年4月現在）】

	医療機関数	一般	療養	精神	感染	計
病院 (うち当町内)	7 (4)	405 (188)	162 (111)	218 (218)	4 (0)	789 (517)
診療所	3	33	9	0	0	42
計	10	438	171	218	4	831

3 地域医療構想の動向

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下「一括法」という。）が成立し、今後の高齢社会において医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、切れ目のない医療及び介護提供体制の確立を目指すこととなりました。この一括法では、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための「地域医療構想」を策定し、医療計画に盛り込むこととされています。

日高圏域においても、北海道医療計画の日高地域医療推進方針として日高区域地域医療構想が平成28年3月に策定されています。当該方針では、主として青年壮年期の患者を対象とした救急、治療及び社会復帰を前提とした従来の「病院完結型」医療から、疾病と共存しながら生活していくことを主とした高齢の患者を、地域の医療及び介護が支える「地域完結型」医療に重点を移していく必要があるとされています。

このように、誰もが住み続けたいと思える地域づくりのために医療提供体制を構築することは重要であることから、三石国保病院においても公立医療機関として民間の医療機関と適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制を確保するため、それぞれ必要な役割を果たしていきます。

4 病床数の推移

北海道が試算した令和7年における日高圏域での必要病床数は 637 床であり、平成 27 年の病床機能報告制度に基づく許可病床数 634 床とほぼ同数となっており、令和2年の病床機能報告制度では、609 床と減少の傾向にあります。

この背景には、入院医療需要の低下、医療従事者等の人員確保が困難になっていることが要因であり、三石国保病院においては、令和2年度より一般病床 20 床を休床しています。

【新ひだか町立病院の病床数と今後の計画】

病床数	令和5年度 (現在)	令和9年度 (改革プラン最終年度)
町立静内病院	58 床	58 床
急性期機能	58 床	58 床
内訳 一般病床	28 床	37 床
専門病床	10 床	1 床
地域包括ケア病床	20 床	20 床
三石国保病院	42 床	0 床
慢性期機能	22 床	0 床
内訳 一般病床	休床 (20 床)	0 床
療養病床	22 床	0 床

第2章 新ひだか町立病院の現状

1 新ひだか町立病院の基本理念と基本方針

【基本理念】

新ひだか町立病院と職員は地域住民の生命と健康を守るため、温かい心と確かな技術で信頼され選ばれる病院を目指します。

【基本方針】

- 患者さまの立場に立って、思いやりのあるサービスに努め、愛される病院を目指します。
- 常に医療水準の向上に努め、質の高い医療サービスを提供します。
- 患者さまの人権を尊重し、十分な説明と同意のもと、安心が得られる医療環境の整備に努めます。
- 医療機関との連携の促進を図り、地威住民のニーズに対応した医療に努め、保健・福祉を支援します。
- 病院職員としての倫理を遵守し、安全で安心の医療を提供できる職員づくりに努めます。
- 健全な病院経営を目指し、業務効率の向上に努めます。

2 三石国保病院の概要

三石国保病院は、三石地区の唯一の医療機関として一般医療を担っています。また、許可病床数は42床とし、休床中の一般病床（20床）のほかに、療養病床（22床）もあり、急性期患者のほか比較的長期的な療養の必要な患者の受け入れも行っています。なお、三石国保病院歌笛診療所（無床）には月2回、医師及び看護師、事務職員が出張し診察しています。

令和5年4月現在の医師数は、総合診療科医師が1名、外科医師が1名の2名体制となっています。

【施設概要】

所在地	北海道日高郡新ひだか町三石本町 214 番地
開設年月日	昭和 51 年 12 月 1 日
敷地面積	3103.87 m ²
延床面積	517.3 m ²
診療科	総合診療科・外科・小児科
施設基準	療養病棟入院基本料 1
救急指定	なし
主な医療機器	CT、デジタルX線テレビシステム、超音波画像診断装置、消化器内視鏡、医用画像情報システム、骨密度測定装置、全自動生化学分析装置、血液ガス分析装置、全自動血球分析装置、人工呼吸器ほか

3 三石国保病院の歴史と現在

三石国保病院は昭和 29 年に東蓬萊地区に開設され、その後、昭和 51 年 11 月に現在の施設に移転改築されました。

なお、平成 11 年度に療養型病床群を増床するための改修工事を行っています。近年には、平成 23 年度には耐震補強工事、平成 25 年度には老朽化が著しかった手術室の全面的な改修を行っています。また、平成 26 年度には電子カルテシステムを導入しています。

三石国保病院歌笛診療所は、昭和 33 年に開業医から施設を買い取り開設されました。開設当初は常勤医師による診療が行われましたが、昭和 57 年から三石国保病院の医師が出張し、現在は月 2 回診療を行っています。

4 患者数の動向

(1) 外来患者数の状況

外来患者数は、年々減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度には、平成27年度と比べて全体で2,466人減少しており、令和4年度までにおいても、減少傾向にあります。なお、循環器内科は平成30年度から診療を休止しています。

【外来患者数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内科	9,505	8,526	8,577	7,996	7,191	6,131	6,154	6,490
外科	7,980	8,002	7,803	8,026	7,876	7,583	6,884	6,506
小児科	845	656	711	463	486	93	129	266
循環器科	521	447	46	—	—	—	—	—
歌笛診療所	340	277	272	240	201	153	182	166
合計	19,191	17,908	17,409	16,725	15,754	13,960	13,349	13,428
一日平均	79.0	83.7	81.4	78.2	73.6	65.2	55.5	55.3

(2) 入院患者数の状況

入院患者数は、外来患者数と同様に、年々減少しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、病床利用率はさらに低い水準となりました。

【入院患者数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内科	5,710	4,153	2,563	1,984	1,555	919	1,305	1,851
外科	4,972	6,430	6,713	6,704	7,188	5,032	4,230	3,430
合計	10,682	10,583	9,276	8,688	8,743	5,951	5,535	5,281
一日平均	29.2	29.0	25.4	23.8	24.0	16.3	15.2	14.2
病床利用率	69.5	69.0	60.5	56.7	57.0	38.8	36.1	34.4

(3) 地域別患者数の状況

三石国保病院における令和4年度地域別外来患者構成は、新ひだか町三石地区が93.2%、同静内地区が3.8%であり、町内の患者の割合が97.0%となっており、ほぼ新ひだか町三石地区に所在する患者から構成されています。町外では浦河町が1.2%と最も高く、様似町の0.5%、新冠町の0.5%などとなっており、町外からの受診は非常に少ない傾向にあります。

5 職員数の現状

常勤職員は正規職員が 20 人、会計年度任用職員が 12 人となっています。総数では 32 人であり、非常勤職員を常勤換算すると 32.8 人となります。

【令和 6 年 4 月 1 日現在の職員数】

区 分	実員数				
	常勤		非常勤	委託	計
	正規	会計年度			
医師	1 人	1 人	0 人	0 人	2 人
医療技術職計	3 人	2 人	0 人	0 人	5 人
薬剤師	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
検査技師	1 人	1 人	0 人	0 人	2 人
放射線技師	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
管理栄養士	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人
看護職（看護師・准看護師）	14 人	2 人	1 人	0 人	17 人
看護補助者	0 人	6 人	1 人	0 人	7 人
事務職	2 人	1 人	0 人	5 人	8 人
合 計	20 人	12 人	2 人	5 人	39 人

（斜体は内数）

6 経営状況

現在、新ひだか町立病院は、地方公営企業法の一部を適用しています。三石国保病院は建設後 45 年以上が経過しており、老朽化した施設への整備投資、患者数の減少が著しく、抜本的な経営改善が必要となっています。

病院事業会計の平成 29 年度決算における医業収支は、△641,797 千円であり、平成 29 年度の決算認定において、「危機的な病院の経営状況について、町民の理解を深めるための取り組みを進めるとともに、二つの公立病院の運営体制や、今後のあり方について、抜本的な見直しを早急に進められたい。」等の審査意見が付され、また、平成 30 年度決算における医業収支が△702,816 千円となり、損失発生が続いたことから、新ひだか町立病院として将来にわたり地域医療を守り、地域における公立病院の役割を果たすため、令和元年 10 月に「新ひだか町病院事業経営改善基本方針」を策定しました。

経営のあり方としては、行政政策として地域医療を確保することが重要と考えられ、事業管理者や指定管理者の選任は極めて困難な状況であることから、地方公営企業法の一部適用での経営を継続し、地域医療を確実に確保します。

(1) 新ひだか町立病院の医業収支

【新ひだか町立病院 収益的収支】

区 分		30年度 2019年 (実績)	元年度 2020年 (実績)	2年度 2021年 (実績)	3年度 2022年 (実績)	4年度 2023年 (実績)
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,068,379	1,063,465	1,057,841	1,088,708	1,067,549
	(1) 料 金 収 入	996,865	989,547	929,651	942,185	958,495
	(2) そ の 他	71,514	73,918	128,190	146,523	109,054
	2. 医 業 外 収 益	521,109	809,144	821,422	875,902	806,211
	(1) 他会計負担金・補助金	329,529	664,706	613,736	616,746	602,391
	(2) 国 (道) 補 助 金	0	0	70,117	149,856	162,544
	(3) そ の 他	191,580	144,438	137,569	109,300	41,276
	経 常 収 益 (A)	1,589,488	1,872,609	1,879,263	1,964,610	1,873,760
支 出	1. 医 業 費 用 b	1,771,195	1,742,568	1,717,929	1,767,973	1,785,427
	(1) 職 員 給 与 費 c	1,050,514	1,048,407	1,096,123	1,115,924	1,041,872
	(2) 材 料 費	176,334	167,000	151,326	137,694	157,820
	(3) 経 費	399,450	397,597	378,073	446,521	506,430
	(4) 減 価 償 却 費	143,248	128,062	87,337	65,099	77,214
	(5) そ の 他	1,649	1,502	5,070	2,735	2,091
	2. 医 業 外 費 用	64,944	67,552	79,526	77,090	86,816
	(1) 支 払 利 息	25,869	23,488	20,815	16,735	13,823
	(2) そ の 他	39,075	44,064	58,711	60,355	72,993
		経 常 費 用 (B)	1,836,139	1,810,120	1,797,455	1,845,063
	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	△ 246,651	62,489	81,808	119,547	1,517
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	1,093	2,159	458	5,106	1,735
	2. 特 別 損 失 (E)	1,721	11,522	3,175	2,546	2,175
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	△ 628	△ 9,363	△ 2,717	2,560	△ 440
	純 損 益 (C) + (F)	△ 247,279	53,126	79,091	122,107	1,077
	累 積 欠 損 金 (G)	1,113,684	1,060,558	981,465	865,507	870,581
	経常収支比率 (A) / (B) × 100	86.6	103.5	104.6	106.5	100.1
	不良債務比率 (才) / a × 100	-	-	-	-	-
	医業収支比率 a / b × 100	60.3	61.0	61.6	61.6	59.8
	職員給与費対医業収益比率 (c) / (a) × 100	98.3	98.6	103.6	102.5	97.6
	地方財政法施行令第19条第1項 (H) により算定した資金の不足額	-	-	-	-	-
	資金不足比率 (H) / a × 100	14.2	13.2	9.7	-	-
	病 床 利 用 率	57.3%	46.4%	46.4%	49.9%	44.8%

【新ひだか町立病院 資本的収支】

区 分		30年度 2019年 (実績)	元年度 2020年 (実績)	2年度 2021年 (実績)	3年度 2022年 (実績)	4年度 2023年 (実績)
収 入	1. 企 業 債	2,500	4,000	47,000	46,200	30,900
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	129,121	120,198	156,413	167,011	118,783
	6. 国 (道) 補 助 金	0	0	45,967	0	0
	7. そ の 他	0	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	131,621	124,198	249,380	213,211	149,683
	うち翌年度にへ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0
純計(a)-[(b)+(c)] (A)	131,621	124,198	249,380	213,211	149,683	
支 出	1. 建 設 改 良 費	2,592	5,527	107,327	112,380	47,742
	2. 企 業 債 償 還 金	214,564	163,923	161,278	155,084	160,545
	支 出 計 (B)	217,156	169,450	268,605	267,464	208,287
差引不足額 (B)-(A) (C)		85,535	45,252	19,225	54,253	58,604
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	85,535	45,252	19,225	54,253	58,604
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0
	計 (D)	85,535	45,252	19,225	54,253	58,604
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0

【一般会計繰入金】

区 分	30年度 2019年 (実績)	元年度 2020年 (実績)	2年度 2021年 (実績)	3年度 2022年 (実績)	4年度 2023年 (実績)
収益的収支	(35,656) 329,529	(363,679) 664,706	(267,799) 606,229	(264,967) 616,746	(263,168) 602,391
資本的収支	(0) 129,121	(0) 120,198	(51,945) 156,413	(26,257) 127,906	(12,564) 117,397
合 計	(35,656) 458,650	(363,679) 784,904	(319,744) 762,642	(291,224) 744,652	(275,732) 719,788

(注)

- () 内はうち基準外繰入金額を記入しています。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業法繰入金」（総務省自治財政局長通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰入れられる繰入金以外の繰入金をいうものです。

(2) 三石国保病院の医業収支

【三石国保病院 収益的収支】

区 分		30年度 2019年 (実績)	元年度 2020年 (実績)	2年度 2021年 (実績)	3年度 2022年 (実績)	4年度 2023年 (実績)
収 入	1. 医 業 収 益 a	260,647	254,128	258,240	229,400	195,083
	(1) 料 金 収 入	244,733	239,227	191,290	189,233	171,718
	(2) そ の 他	15,914	14,901	66,950	40,167	23,365
	2. 医 業 外 収 益	190,771	343,685	303,178	322,509	282,789
	(1) 他会計負担金・補助金	129,765	307,206	271,541	285,506	273,611
	(2) 国 (道) 補 助 金	0	0	3,163	6,654	3,037
	(3) そ の 他	61,006	36,479	28,474	30,349	6,141
経 常 収 益 (A)	451,418	597,813	561,418	551,909	477,872	
支 出	1. 医 業 費 用 b	557,607	536,779	514,042	491,149	489,747
	(1) 職 員 給 与 費 c	315,800	312,058	332,211	304,088	293,998
	(2) 材 料 費	54,036	47,042	36,027	32,891	35,189
	(3) 経 費	142,240	143,323	119,250	129,220	143,896
	(4) 減 価 償 却 費	45,133	33,881	26,357	24,771	16,440
	(5) そ の 他	398	475	197	179	224
	2. 医 業 外 費 用	13,890	16,020	19,060	16,418	24,285
	(1) 支 払 利 息	981	1,231	1,244	604	498
	(2) そ の 他	12,909	14,789	17,816	15,814	23,787
	経 常 費 用 (B)	571,497	552,799	533,102	507,567	514,032
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	△ 120,079	45,014	28,316	44,342	△ 36,160	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	351	748	344	4,920	709
	2. 特 別 損 失 (E)	129	2,883	1,003	2,359	999
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	222	△ 2,135	△ 659	2,561	△ 290
純 損 益 (C) + (F)	△ 119,857	42,879	27,657	46,903	△ 36,450	
累 積 欠 損 金 (G)	440,168	397,248	369,590	328,027	369,819	
経 常 収 支 比 率 (A) / (B) × 100	79.0	108.1	105.3	108.7	93.0	
不 良 債 務 比 率 (才) / a × 100	-	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 a / b × 100	46.7	47.3	50.2	46.7	39.8	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 (c) / (a) × 100	121.2	122.8	128.6	132.6	150.7	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (H)	-	-	-	-	-	
資 金 不 足 比 率 (H) / a × 100	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	56.7%	55.8%	38.8%	36.1%	34.4%	

【三石国保病院 資本的収支】

区 分		30年度 2019年 (実績)	元年度 2020年 (実績)	2年度 2021年 (実績)	3年度 2022年 (実績)	4年度 2023年 (実績)
収 入	1. 企 業 債	0	1,500	22,000	2,700	1,600
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	22,458	34,763	35,036	18,615	19,819
	6. 国 (道) 補 助 金	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	22,458	36,263	57,036	21,315	21,419
	うち翌年度にへ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0
純計(a)-[(b)+(c)] (A)	22,458	36,263	57,036	21,315	21,419	
支 出	1. 建 設 改 良 費	0	3,000	26,314	3,429	5,797
	2. 企 業 債 償 還 金	39,762	33,263	29,927	29,581	29,517
	支出計 (B)	39,762	36,263	56,241	33,010	35,314
差引不足額 (B)-(A) (C)		17,304	0	△ 795	11,695	13,895
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	17,304	0	0	11,695	13,895
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0
	計 (D)	17,304	0	0	11,695	13,895
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0

【三石国保病院 一般会計繰入金】

区 分	30年度 2019年 (実績)	元年度 2020年 (実績)	2年度 2021年 (実績)	3年度 2022年 (実績)	4年度 2023年 (実績)
収益的収支	(3,198) 129,765	(175,293) 307,206	(128,819) 264,881	(165,417) 285,506	(154,956) 273,611
資本的収支	(0) 22,458	(15,424) 34,763	(12,037) 29,963	(714) 18,615	(0) 18,433
合 計	(3,198) 152,223	(190,717) 341,969	(140,856) 294,844	(166,131) 304,121	(154,956) 292,044

(注)

- () 内はうち基準外繰入金額を記入しています。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業法繰入金」（総務省自治財政局長通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰入れられる繰入金以外の繰入金をいうものです。

第3章 新ひだか町立病院の課題と今後について

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、地域医療を取り巻く環境も大きく変化しており、新ひだか町立病院は、患者数の減少及び高齢化、医療従事者の不足、更には施設の老朽化に伴い、持続可能な運営を確保することが困難な状況を迎えています。

1 患者数の減少及び高齢化

町立静内病院、三石国保病院ともに患者数が減少してきており、収益の減少及び収支状況が年々悪化している要因となっています。また、入院及び外来ともに患者が高齢化しており、高齢者を支える医療提供体制が求められています。

2 深刻な医療従事者不足

新ひだか町立病院は医師等の医療従事者の確保が益々困難となっており、また平均年齢も高い傾向にあり、とりわけ三石国保病院では、令和5年度の職員平均年齢は52.5歳と、病院経営比較表による類似病院の職員平均年齢が48.2歳に対し、4.3歳も高く、今後は多くの医療従事者が定年退職を迎える予定であるため、医療従事者の確保に努めつつ、将来の医療需要の変化に応じて効率的な医療提供体制の整備を行う必要があります。

3 施設の老朽化

三石国保病院は建設後45年以上が経過し建物設備が老朽化しており、毎年度施設維持に係る費用が増大しています。

これら現状の課題に対し、公立病院としての役割を果たしながら持続可能な地域医療提供体制を確保するため、『二つの町立病院』を『一つ』の『公器』と捉え『機能・役割の明確化』と『連携強化』を進めながら、限りある医療資源を効果的、効率的に活用していかなければなりません。

三石国保病院は建設後45年以上が経過し建物設備が老朽化していることから、無床の在宅診療所としてダウンサイジングのうえ、新設建替を行います。次章以降のとおり、移転場所や診療体制の検討などをはじめ、新ひだか町立病院が目指す姿を明確化し、地域に必要な医療体系の整備に取り組みます。

第4章 病院から無床診療所へ

1 三石診療所のあり方

新ひだか町三石が位置する日高医療圏は、人口の減少、過疎化、少子高齢化などが進んでいる地域の一つです。三石国保病院における1日当たりの入院患者数は20人を下回っている状況であり、今後は人口の減少などから更に患者数の減少が予想されます。また、人員の確保も厳しい状況が続き、病棟機能を維持することが困難と考えられます。

このような状況から、入院の機能は町立静内病院へ集約し、「かかりつけ医」としての機能を有する医療機関、また、介護や在宅医療を公的に支える医療機関が必要であることから、今後も外来機能を堅持した中で、住民へ安全・安心の医療を提供し、医療・介護・福祉の分野が連携した地域医療への貢献を行う必要があります。

2 三石診療所の役割

三石地区唯一の医療機関として、初期診療（外来機能）と通院が困難な患者様への訪問診療等の中心的な役割として、介護・福祉と連携した効率的な「地域包括ケアシステム」を推進していきます。

3 三石診療所の機能

（1）外来診療

現在、三石国保病院が実施している診療体制を維持するものとし、医師2名体制での外来体制、外来患者数を50人/日程度の規模を見込みます。

「かかりつけ医」機能の一環として、初期診療に対応できる機能を持つほか、救急患者の対応もできる機能を有します。

（2）救急医療

救急患者への初期診療と救急処置を行い、診療時間内での救急を受け入れます。診療時間内での対応困難な救急患者については、速やかに後方支援病院である「町立静内病院」や救命救急医療を担う医療機関等へ紹介します。

（3）薬局

院外薬局による処方を含め、今後も継続しますが、患者様の利便性向上のため、敷地内に院外薬局機能を有し、調剤薬局の招へいを行います。

（4）訪問診療・往診

在宅支援診療所として訪問診療及び往診を行い、在宅患者を積極的に支援していきます。

（5）公衆衛生業務

住民の疾病を予防し、心身の健康保身を図ることを目的に、住民健診を始め、生活環境の改善や予防接種等を引き続き実施します。

4 在宅生活を支える医療・介護サービスの充実

(1) 地域包括ケアシステムの構築

本人や家族を地域で支援できる療養環境を整えるため、在宅医療・訪問看護・訪問介護など各サービスの提供に向け、多職種でチームを構成し、医療・介護・福祉の分野における地域包括ケアシステムの構築を行います。

(2) 在宅支援診療所の位置づけ

三石地区の人口動態や患者の年齢構成から、高齢化等により外来を受診することが困難となる患者を見据え、三石国保病院を在宅支援診療所と位置づけ、地域医療に特化した専門的なサービスが提供できる医療体制の構築を進めます。

(3) 訪問看護ステーションの設置

超高齢社会により、今後は在宅医療を必要とする高齢者が多くなることを見据え、在宅で看護に当たる看護師は、医師との連携、医療と介護の橋渡しなどの役割が求められることから、拠点となる訪問看護ステーションを診療所内に設置し、地域包括ケアシステムの中核施設として、医療・介護・福祉の拠点を担う必要があります。

(4) 医療・介護・福祉の分野との連携

医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な者は高齢者に限られず、経済的困窮者、単身・独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースに対して「医療・介護・福祉」の支援及び提供を可能とする「地域包括ケアシステム」の実現に向け、連携の拠点構築を図ります。

第5章 無床診療所整備計画

1 整備方針

(1) 基本的な整備方針

- ・医療法第1条の5第2項に規定する無床診療所とします。
- ・2階木造とし、木のぬくもりのある施設とします。
- ・医療、介護、福祉の機能が有機的に連続した構成とします。
- ・各機能を効率的に集約化し、経済的な施設構成とします。
- ・最近の環境技術、省エネ技術を積極的利用し、地球環境に配慮した整備とします。

(2) 各部門の整備方針

- ・各部門を機能的に配置し、患者・職員の動線が明確な計画とします。
- ・外来診療部門は、患者のプライバシーに配慮し、外来待合を設け、診療ブースの遮音構造に配慮した計画とします。
- ・救急受入室は、患者のプライバシーに配慮した位置とします。
- ・スタッフ諸室は、診療部門から離れた位置に配置し、スタッフ同士の情報共有が図りやすく良好な業務環境を確保します。

(3) ユニバーサルデザインを導入した施設

子どもから大人までが安心・安全に診療が行えるよう、キッズスペースやバリアフリー、利用者の年齢や特性に合わせた多目的トイレの設置など、利用する全ての人を使いやすい施設計画とします。

(4) 新興感染症対策と医療DXの活用整備

電子カルテシステムや自動受付精算機の活用など、医療DX化の推進から新興感染症に耐えうる設備・機器配置を見据えた整備とします。

(5) 持続可能な医療体制の構築について

災害等の発生においても、持続可能な医療体制の構築できる場所及び構造とします。

2 建設予定地

建設予定地選定委員会より「蓬莱荘隣接敷地は、高台に位置し、津波などの被害が受けにくい場所であり、町民を守る医療機能（診療所）を維持できるため安全性が高いとともに、隣接する三石中学校は指定避難場所であること、備蓄品を備えていることから、防災の観点からも適地である」との選定理由を尊重し、三石国保診療所の建設予定地を次のとおりとします。

- 蓬莱荘の隣接敷地（新ひだか町三石旭町49番地敷地）
- 敷地面積東西約100m、南北約42mで、約4,242 m²

図2 敷地範囲図（上空写真）



3 施設の構成と配置

本敷地には、診療所のみを建設を予定します。

同敷地には、患者駐車場と職員用駐車場を分離して設け、患者様の駐車スペースを十分に確保できるような計画とします。また、救急車両の駐車スペースも設けます。

将来的な医療・介護・福祉の分野が効果的な再編といった今後の過疎地域における医療福祉の課題に対応した施設づくりを目指すものです。

施設は、利用者・利用時間帯・利用を支えるスタッフ構成等の点からは独立した機能を有する施設ですが、施設内部での利用者の利便性、スタッフ相互のコミュニケーションが容易な施設づくりを目指します。

施設へのアクセスは、それぞれ独立した玄関及びスタッフ用玄関を持った計画とするとともに、施設内部では、それぞれの利用者・スタッフの往来が容易で施設間の動線も短縮した計画とします。また、建物の建築面積は、約300 m²を予定しています。

図3 配置イメージ（平面地図）

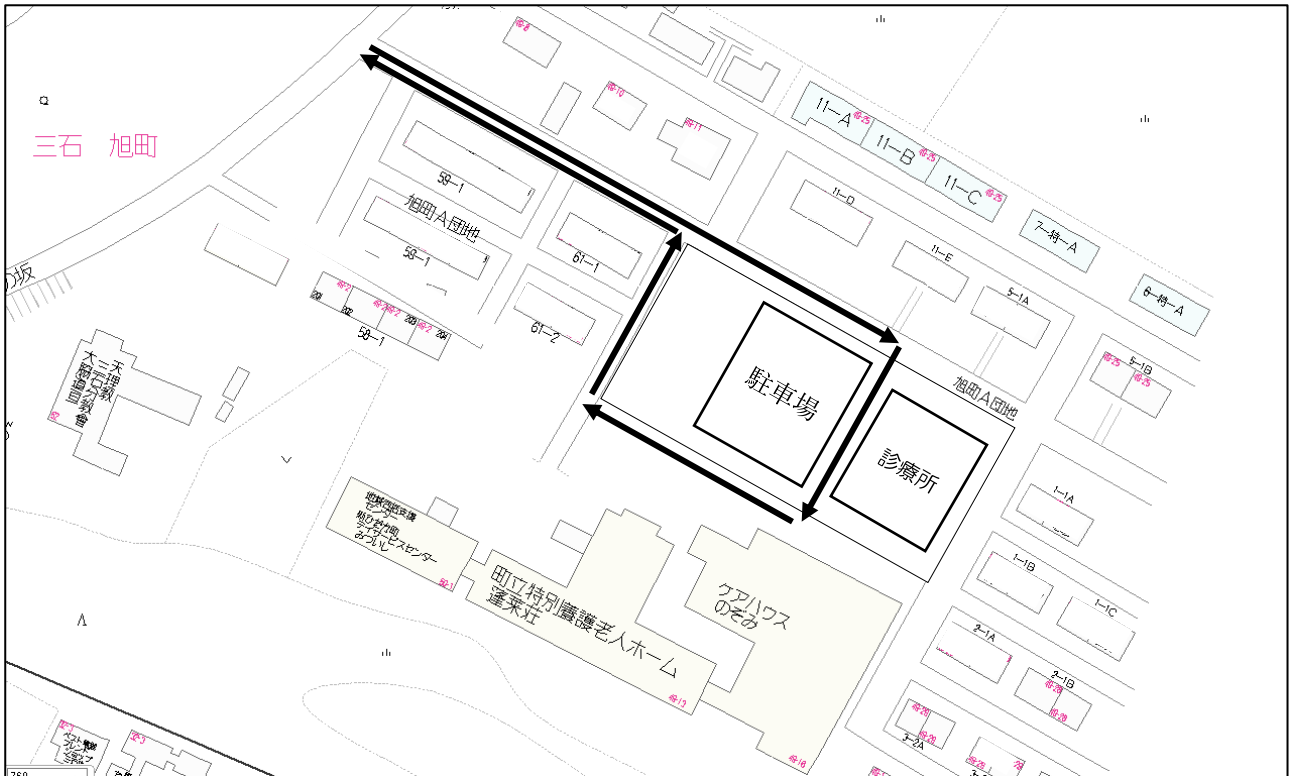
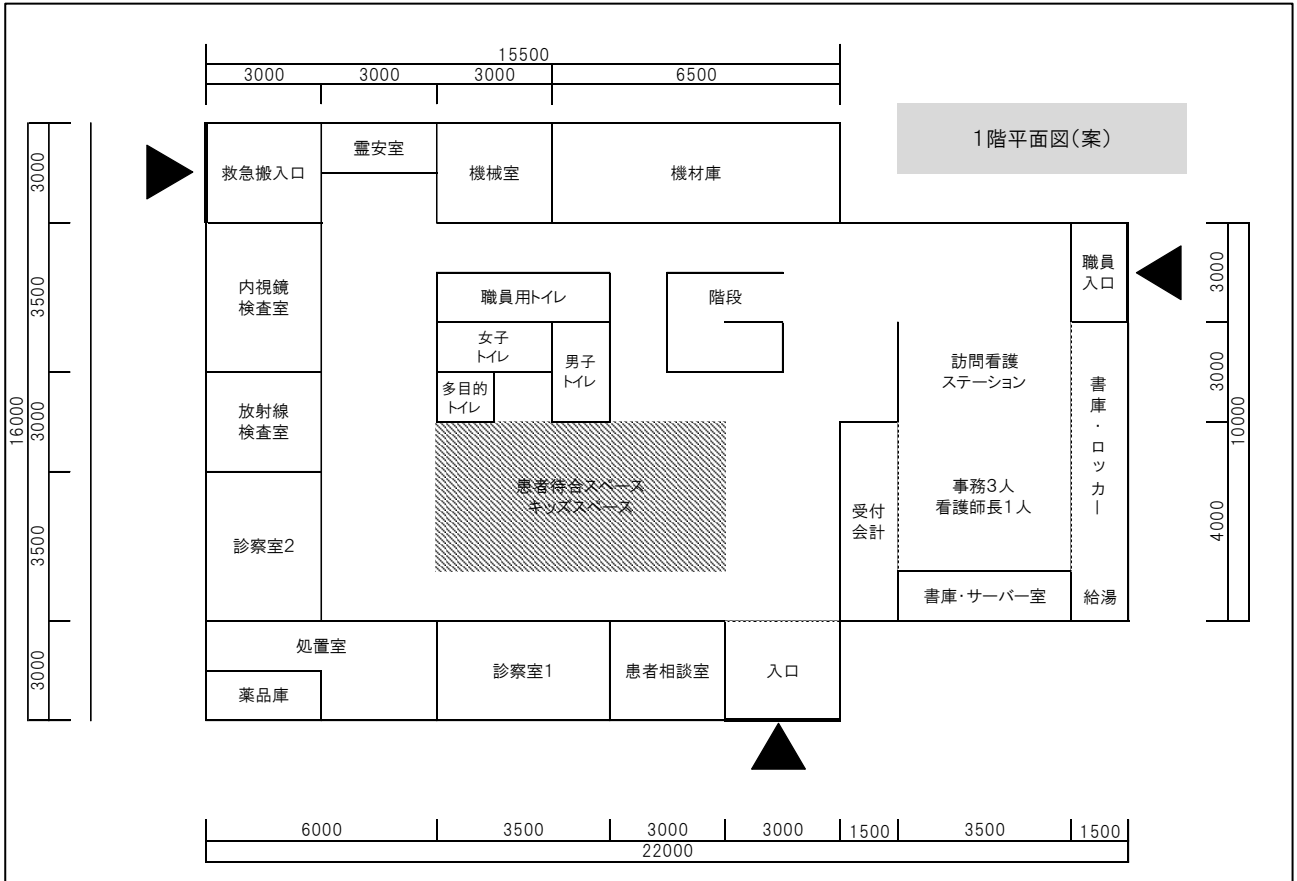
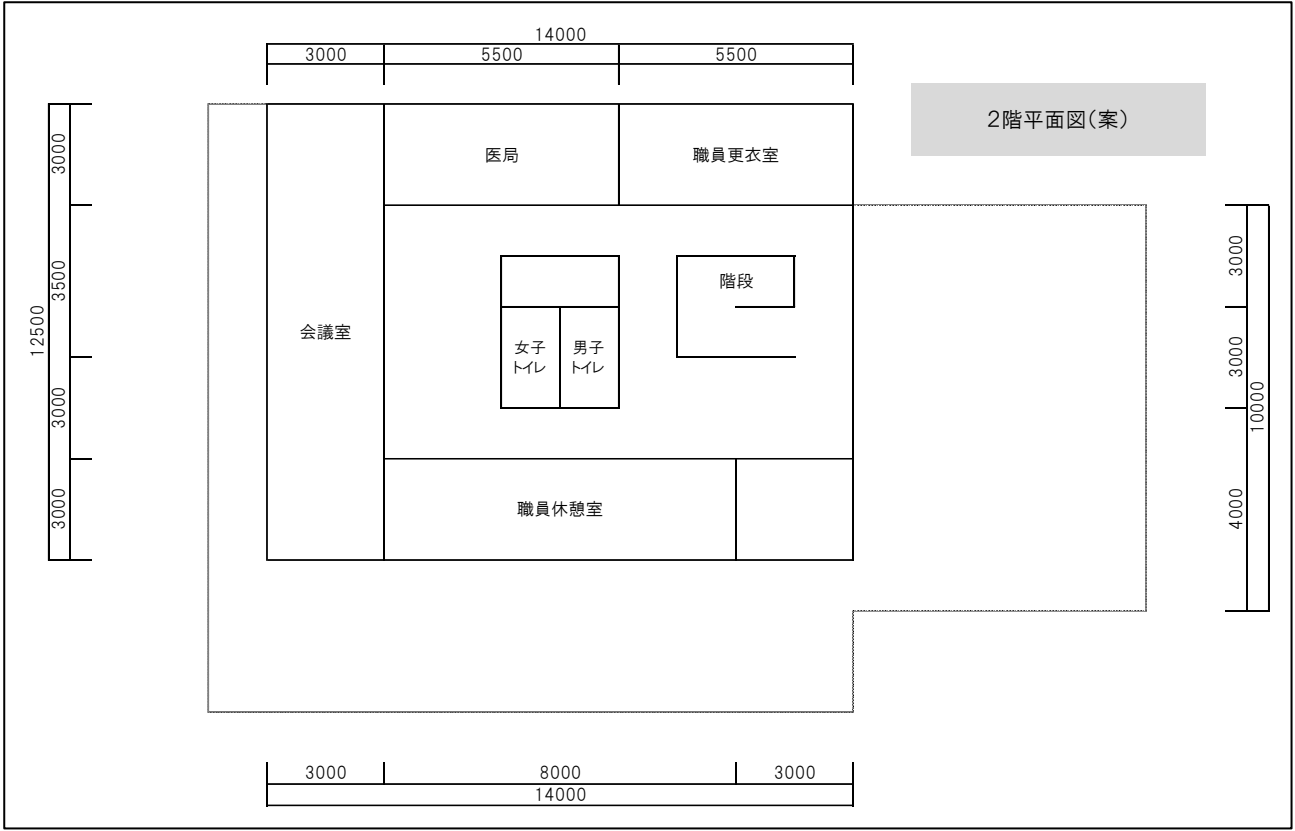


図4 平面図案





4 部門別の諸室構成の計画

○外来部門

- ・診察室1（一般診察）、診察室2（一般診察・オンライン診察可能）
- ・処置室（診察前血圧・体重・問診・採血等）
- ・待合（20人想定）
- ・キッズスペース
- ・救急搬入口
- ・霊安室
- ・患者相談室（オンライン可）想定面積 10㎡程度

○コメディカル部門

- ・放射線検査室（X線撮影、CT撮影）
- ・内視鏡検査室（胃部カメラ、エコー）
- ・薬品庫

○事務部門

- ・受付会計スペース 2名程度
- ・事務室 4名程度（訪問看護ステーション併設）
書庫、ロッカー室、サーバー室、給湯室を併設

○多目的部門（2階）

- ・医局 想定面積20㎡程度
- ・会議室（オンライン可）想定面積40㎡程度
- ・職員休憩室（飲食可能スペース）想定面積20㎡程度
- ・職員更衣室

○トイレ

- ・多目的トイレ 1
- ・男性用トイレ 小便器1、個室1
- ・女性用トイレ 個室2
- ・職員用男子トイレ 個室1
- ・職員用女子トイレ 個室1

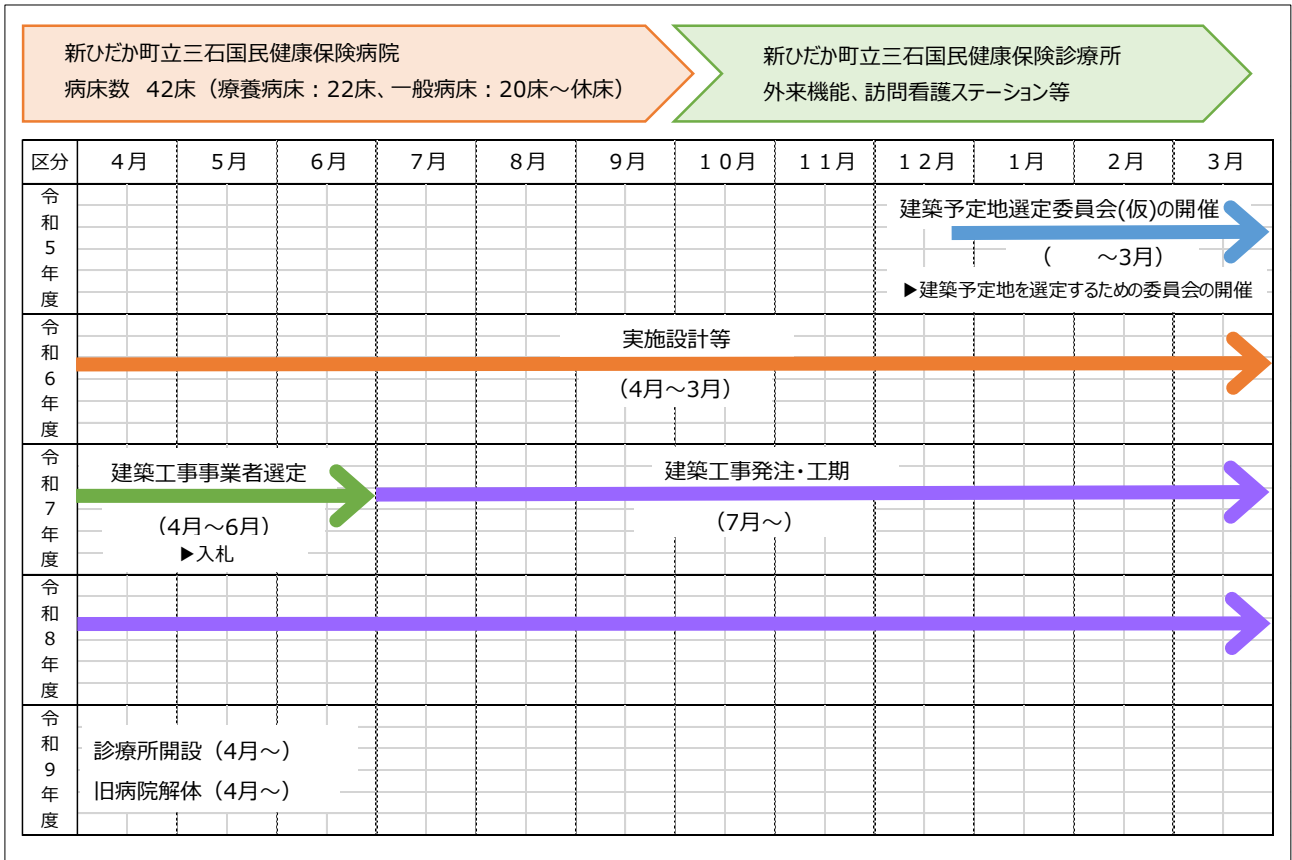
○その他

- ・リネン室（洗濯可）・機械室
- ・機材庫

5 建設スケジュール

令和9（2027）年4月の開所を目指して診療所の整備を進めていきます。

図5 建設スケジュール（案）



6 建設事業費

三石診療所の整備においては、この町に必要な医療を残すために必要な施設や設備を整備するとともに、安定した経営を維持するために、後世に大きな負担にならないような形で経費を必要最小限にするように進めます。

概算事業費として620,000千円を想定しています。なお、事業費は、あくまでも現段階の試算であるため、今後策定する実施設計等の段階において、建物、医療機器、設備等の具体的な整備内容を検討することにより、より詳細な事業費を算出します。なお、新型コロナウイルス感染症やウッドショックによる影響から、建築工事費の高騰が続いているため、今後の状況を注視していきます。

図6 想定される建設事業費と執行計画

(単位：千円)

区 分	項 目	
設計調査費	実施設計・地質調査	
本体工事費	建築・電気・機械（空調・衛生）・工事監理を含む	
付帯工事費	駐車場整備・外構工事・現施設解体工事	
医療機器等整備費	医療機器・情報システム等	
その他	事務費・予備費	
	建設整備費計	620,000

図6-2 想定される財源

(単位：千円)

区 分	内 容	金 額	
道補助金	【施設部分】	診療所施設整備や機能強化に要する工事費を補助	198,650
	【整備部分】	訪問診療に係る機器整備費を補助	1,500
国庫補助金	【整備部分】	脱炭素化に係る整備費を補助	2,500
	【整備部分】	医療機器に係る整備費を補助	8,800
地方債	過疎債	408,500	
自己資金		50	
合計		620,000	

7 診療所の名称について

三石国保診療所の名称については、新ひだか町立三石中学校の在校生に公募を行い決定します。

8 三石国保病院の後利用

三石国保診療所の開所に合わせて閉院する三石国保病院については、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、財政負担の軽減及び平準化を基本に、然るべき時期に解体します。なお、解体に要する費用については建設事業費に含まないこととし、基本的な方針が決定次第、執行計画を作成します。

新ひだか町立国民健康保険三石診療所(仮称)等

施設整備

基本構想・基本計画

令和6年 4月 策定

令和6年 月 日 修正

発行：新ひだか町立病院

〒056-0004

新ひだか町静内緑町4丁目5番1号

電話：0146-42-0181

FAX：0146-42-4427

※新ひだか町立国民健康保険三石診療所については、正式名称が決まっていますが、本計画本文では（仮称）を省略しています。